

金融取引に係る「移転価格事務運営要領」の改正を受けて 1/2

1. これまでの多国籍企業は親子ローンについて下記のような状況であったと推察されます。

- ✓ 親会社の調達金利に社内ルールのスプレッドをオンした金利で海外子会社へ貸付をしていた
- ✓ 貸付対象通貨の国債金利に社内ルールのスプレッドをオンした金利で海外子会社へ貸付をしていた
- ✓ 金融機関からの金利情報に基づいた利率で海外子会社へ貸付をしていた
- ✓ 海外子会社への債務保証について、親会社は保証料を受領していない

2. 令和4年6月10日に行われた改正のポイントは下記になります。

- ✓ **借入をしているグループ会社の信用格付**に基づいたグループ間貸付金利の設定が必要
- ✓ グループ間貸付金利は**公開データに基づいたリスクフリーレート+スプレッド**で設定
- ✓ 金銭貸借のみでなく、**債務保証に係る保証料率**についても同様の設定が必要
- ✓ **金融機関**からの金利情報は独立企業間利率として移転価格税制上は利用**できない**

金融取引に係る「移転価格事務運営要領」の改正を受けて 2/2

上記 2 の改正を受けて、上記 1 のような取り扱いは適正と言えない状況になってしまいました…
そのため、令和4年7月1日以降開始事業年度より、下記のことが必要となりました。

- ✓ 借入をしているグループ会社の信用格付情報を確認
- ✓ 信用格付に基づいた公開データからの適正なグループ間貸付金利の設定
- ✓ グループ企業への債務保証に係る公開データからの適正な保証料率の設定

3. AGSグループは上記の状況に対して下記のようなご支援が可能です！

- ✓ **借入会社の信用格付**の確認及び信用格付に基づいた**適正な**グループ間貸付金利の設定並びにその根拠データのレポーティング
 - ✓ グループ企業への債務保証に係る**適正な**保証料率の設定及びその根拠データのレポーティング
 - ✓ 上記を踏まえた借入条件（通貨選定・貸借期間など）に基づいた金利設定のアドバイス（シミュレーションを含む）の提案
- ※ AGSグループでは世界的な格付け会社であるMoody's社のデータベースを利用したご支援をいたします。

※ 対応通貨は34通貨（米ドル、ユーロ、日本円、英ポンド、カナダドル、豪ドル、スイスフラン、中国元、デンマーククローナ、香港ドル、メキシコペソ、ノルウェークローナ、ニュージーランドドル、ルーマニアレウ、ロシアルーブル、スウェーデンクローナ、南アフリカランド、ブラジルリアル、チリペソ、コロンビアペソ、チェココルナ、ハンガリーフォリント、インドネシアルピア、イスラエルシエケル、インドルピー、韓国ウォン、マレーシアリングギット、フィリピンペソ、ポーランドズロチ、シンガポールドル、タイバーツ、トルコリラ、台湾ドル、ベトナムドン）